

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

今月の年金相談

5月11日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は6月8日(木)です。

第2委員会室

令和5年4月から 老齢年金の繰下げ制度の一部が 改正されました

<特例的な繰下げみなし増額制度の導入>

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことを踏まえて、令和5年4月から『特例的な繰下げ増額みなし制度』が開始されました。

『特例的な繰下げ増額みなし制度』では、70歳到達後に繰下げ申出をせず、さかのぼって年金を受け取ることを選択した場合に、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができます。

これにより、70歳以降になってからさかのぼって本来の請求を行う場合でも、5年以上前の老齢年金について時効消滅が発生せず、増額した年金の一括受給が可能になります。

○対象となる方

1. 昭和27年4月2日以降生まれの方(令和5年3月31日時点で71歳未満の方)
2. 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が、平成29年4月1日以降の方

※80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、『特例的な繰下げ増額みなし制度』は適用されません。

※過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合があります。



詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112 ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。